

## 地域医療保健に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 医師確保対策について

- (1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心して質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

さらに、地域医療介護総合確保基金について、高齢化の進行状況や医療・介護資源等の地域間格差、都市自治体の意見等を勘案し、所要額を確保するとともに、弾力的な活用を図ること。

- (2) 医師等の不足が深刻な特定診療科や救急医療において、医師・看護師等の計画的な育成、確保及び定着が図られるよう、実効ある施策及び十分な財政措置を講じること。特に、産科医については、増員等の体制整備による負担軽減を図ること。

また、産科・小児科医の集約化・重点化に当たっては、拠点病院である公的病院に適切な配慮を行うこと。

- (3) 特定診療科の更なる偏在を防ぐため、病院等の開設に当たっては、都市自治体と事前に協議する仕組みとすること。
- (4) 地域医療を担う医師を養成するため、「奨学金制度」等を拡充すること。また、医学部入学に際し、実効ある「地域枠」を設けるとともに、医学部における教育の充実を図ること。
- (5) 看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地元への定着等を図るため、養成機関の充実や労働環境の改善等適切な措置を講じるとともに、財政措置等の充実を図ること。

特に、看護師養成所の運営費補助等について、医療介護提供体制改革推進交付金（医療分）において、必要な事業費を確保すること。

- (6) 離職防止や復職支援等、女性医師等の医療従事者が継続して勤務できる環境を整備するなどの支援策を拡充すること。
- (7) 新医師臨床研修制度の導入による医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、地域医療が維持・確保できるよう当該研修制度の改善を図ること。  
また、魅力ある研修体制へ向けて努力している地方病院について、適切な財政支援を行うこと。
- (8) 新たな専門医の養成に当たり、医師が更に偏在することのないよう、地域において医師を確保できる仕組みを整備すること。
- (9) 医師に一定期間の地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣するため、実効ある対策を講じること。

## 2. 自治体病院等について

- (1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。  
また、自治体病院を開設する都市自治体に対する地方交付税措置、病院事業債の地方交付税算定単価の実勢価格に応じた見直し、公立病院特例債の元金償還に対する財政措置及び補償金免除繰上償還制度の拡充等、十分な措置を講じること。
- (2) 病院事業において生じる控除対象外消費税負担が公的病院等の経営に深刻な影響を与えていることから、診療報酬や消費税の制度見直しを図るなど、必要な対策を講じること。
- (3) 都市自治体が行っている公的病院への助成について、十分な財政措置を講じること。
- (4) 第三次救急医療を担う公的病院等については、当該医療圏内の市町村の住民が利用することから、当該病院等へ助成を行う主体及び助成に対する特別交付税措置の対象を都道府県とすること。

## 3. 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

## 4. がん対策について

- (1) 「がん対策推進基本計画」における受診率を達成できるよう、大腸がん、胃がん及び肺がん検診等、都市自治体が実施するがん検診事業に対する十分な財政措

置を講じるなど、がん対策の一層の充実を図ること。

また、検診方法及び検診体制の拡充を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

- (2) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じることにより、安定的な実施体制を構築すること。

その際、国の計画を明確にしたうえで、速やかな情報提供及び十分な啓発を行うとともに、恒久的な制度とすること。

なお、助成対象者及び補助対象経費を拡充すること。

- (3) 乳がん検診の集団検診について、医師の立会いを必要としない方法に見直すこと。

## 5. 感染症対策について

- (1) 今後新たに定期接種化されるワクチン及び既存の定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、国民が等しく予防接種を受けることができるよう、制度の整備を図ること。

- (2) おたふくかぜ、ロタウイルスについて、早期に定期接種として位置付けること。

また、法定接種化に当たっては、実施主体である都市自治体と協議するとともに、住民や現場に混乱を招くことのないよう、速やかな情報提供と十分な準備期間を確保すること。

- (3) 任意予防接種に対する十分な財政措置を講じるなど、感染症対策を強化すること。

- (4) 骨髄移植等により定期接種の再接種が必要となった場合、経済的負担を軽減するとともに、予防接種健康被害の法定補償の対象となるよう、当該再接種を定期接種として位置付けること。

- (5) ワクチンの安定供給対策を講じるとともに、国の責任において、価格抑制のための取組を行うこと。

また、ワクチン価格や問診料等の接種費用について、国の責任において、全国統一的な委託単価標準の設定を行うこと。

さらに、混合ワクチンの開発・導入等により、被接種者等の負担軽減を図ること。

- (6) 風しんの流行や先天性風しん症候群を予防する対策を講じるとともに、抗体検査から予防接種まで十分な財政措置を講じること。
- (7) 今後発生する恐れのある感染症について、発生時における臨時接種の実施基準等、国による適切な初期対応の在り方について明示すること。
- (8) 質の高い結核対策を確保するため、感染症指定医療機関に対する財政措置の充実を図ること。

また、結核対策特別促進事業について、前年度に補助対象項目を明確にするとともに、補助申請額全額を確保すること。

- (9) 定期接種化された成人用肺炎球菌ワクチンについて、65歳以上全員を接種対象者とする。
- (10) 子宮頸がん予防ワクチン接種後に生じた症状に対する健康被害救済支給決定を迅速に行うこと。

また、ワクチン既接種者に対する全国的な健康調査を行うこと。

- 6. 地域包括ケアシステムの構築に際し、在宅医療を担う医師・看護師の育成・確保を図るとともに、医療・福祉従事者の多職種連携の推進に必要な対策と財政措置を講じるなど、在宅医療の充実を図ること。

また、在宅療養支援診療所の整備及び地域の医療情報連携ネットワークシステムの充実のための安定的な財政措置を講じること。

- 7. 地域医療構想における病床の機能分化・再編について、地域医療の低下を生じないように、市町村等の関係機関と十分協議を行い、その意見等を尊重し、地域の実情に即したものとすること。

また、地域医療構想の実現が図られるよう、病床の機能分化・連携を推進しようとする医療機関の整備に対する財政措置を拡充すること。

- 8. 各種医療費助成制度について、都市自治体の規模や財政状況等による格差を生じないように、国の責任において、国民が公平に医療給付を受けられるようにすること。

また、既に実施している各種医療助成について、十分な財政措置を講じること。

- 9. 不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業における対象治療法の範囲等を拡大するとともに、一般不妊治療に対する助成についても検討

し、必要な支援措置を講じること。

また、不育症について、治療費等に対する必要な支援措置を講じること。

さらに、不妊症・不育症で悩む患者がカウンセリング等を受けやすい環境を整備するとともに、相談窓口の周知を図ること。

10. 都市自治体が行う40歳未満の者に対する健康診査について、助成制度を創設すること。

11. 骨髄ドナーの休業に対する支援制度を創設すること。

12. 都市自治体における保健師確保のため、大学や保健師養成所等に対し、自治体への就業を促す広報等の働きかけを行うこと。また、人材バンク等の制度創設を図ること。

13. 指定要件を満たした都市自治体が円滑に中核市に移行できるよう、いわゆる「飛び地」等の保健所の所管区域に関する課題を共有し、その解決を図ること。

14. 患者の負担増となる初診に係る選定療養費の見直しを検討すること。また、患者の負担増を伴う制度改正においては、経過措置と十分な周知期間を設けること。

15. 高額な新薬等による治療について、真に必要な者に適切な医療が提供されるとともに、他の法令に基づく都市自治体の医療費負担の増大とならないよう、対象患者の基準や医師・医療機関等の要件を定めた指針を策定すること。

また、対象患者の増加に対応した薬価の見直しにより、都市自治体の医療費負担の軽減を図ること。